

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	京都府 公安委員会 第 5 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	野田川運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	京都府与謝郡与謝野町
処 分 年 月 日		令和 4 年 8 月 22 日
処 分 内 容		営業停止命令（令和4年8月23日から令和4年9月21日まで）
処 分 理 由		法の指示処分により付された違反点数の累積が、営業停止命令の基準に達したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号
処分を行った公安委員会		京都府 公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。